

北九州市地域福祉計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1条 地域福祉の推進など、保健・医療・福祉のまちづくりについて、平成18年度から平成22年度までの5年間に重点的に取り組む内容等を定めた健康福祉北九州総合計画の進捗及び平成23年度以降重点的に取り組む内容等を定める次期地域福祉計画の策定について幅広く意見を聞くため、「健康福祉北九州総合計画推進委員会(以下、「委員会」という。)」を改め、「(仮称)北九州市地域福祉計画策定懇話会(以下、「策定懇話会」という。)」を開催する。

(構成員)

第2条 策定懇話会は構成員20人以内で組織する。

2 構成員は、保健・医療・福祉について優れた識見や専門知識を有する者、地域関係者及び公募委員等で構成し、市長が委嘱する。

3 構成員が欠けた場合は補欠構成員を置くことができる。

(任期)

第3条 構成員の任期は、委嘱の日から平成23年3月末までとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、新たに委嘱した日から平成23年3月末までとする。

(座長及び副座長)

第4条 策定懇話会に座長及び副座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長は策定懇話会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 策定懇話会は座長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議の公開等)

第7条 策定懇話会の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、座長の決定により非公開とすることができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 不開示情報(情報公開条例第7条)に該当する事項を審議する場合

(3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合

(4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(会議録等の公開)

第8条 公開の会議については、その会議録を作成する。会議録には次の事項を記載するものとする。

(1) 会議名

(2) 議題

(3) 開催日時

(4) 開催場所

(5) 出席した者の氏名

(6) 議事の概要

(7) 会議経過(発言の内容)

(8) その他必要な事項

(9) 問い合わせ先

2 非公開の会議については、前項に準じてその会議要旨を作成する。ただし、会議要旨には非公開の理由を記載するものとする。なお、前項第 5 号の出席した者の氏名については、出席した者の人数、前項第 7 号の会議経過については、発言の概要にかえることができるものとする。

(責務)

第 9 条 構成員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第 10 条 策定懇話会の庶務は、保健福祉局総務部総務課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、策定懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 1 月 29 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。